

平成 16 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 住 友 倉 庫
代 表 者 名 社 長 安 部 正 一
(コード番号 9303 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 鶴 野 文 生
(TEL 06-6581-1183)

2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 3 月 10 日開催の取締役会において、2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社住友倉庫 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という)
2. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100% (各本社債額面金額 1,000,000 円)
3. 本 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 3 月 29 日
5. 募 集 に 関 す る 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Nikko Citigroup (正式名称 Citigroup Global Markets Limited) を幹事引受会社とする総額買取引受による欧州を中心とする海外市場 (但し、米国を除く) における募集
なお、幹事引受会社には、平成 16 年 3 月 25 日までに当社に通知することにより本社債額面金額合計額 20 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買取る権利を付与する。
 - (2) 本新株予約権付社債の発行価格 (募集価格) 今後開催予定の当社取締役会で決定する。

本報道文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)②記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 本新株予約権の発行総数

11,000個及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を1,000,000円で除した個数の合計数

(3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

①本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という）は、今後開催予定の当社取締役会で決定する。

(4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

今後開催予定の当社取締役会で決定する。

(5) 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(6) 本新株予約権の行使請求期間

2004年4月13日から2009年3月13日（本社債が2009年3月13日より前に繰上償還される場合には、当該償還日の3銀行営業日前の日）の営業終了時（預託地時間）までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権の行使請求期間は、期限の利益の喪失時までとする。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 転換価額等の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

本報道文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(9) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

(10) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在 3 月 31 日及び 9 月 30 日に終了する各 6 ヶ月の期間をいう）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の発行総額

110 億円及び上記 5. (1) 記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本社債の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額

(2) 各本社債の額面金額

1,000,000 円

(3) 本社債の利率

利息は付さない。

(4) 本社債の償還方法

イ. 満期償還

2009 年 3 月 27 日（償還期限）に本社債額面金額の 100% で償還する。

ロ. 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。かかる消却をする場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、当該本新株予約権付社債に係る本社債と本新株予約権を放棄し、消却のために当社に交付することができる。

ハ. 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債要項所定の事由が生じた場合で、かつ、受託会社が本新株予約権付社債要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、その額面金額で直ちに償還しなければならない。

ニ. 繰上償還

① 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能である場合には、当社は、信託証書の変更等の措置を講ずることにより、各本新株予約権付社債所持人が、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により株式交換又は株式移転の効力発生の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受け取るべき数の当社普通株式を有する当社株主が

本報道文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

株式交換又は株式移転により受け取ることができる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を受け取ることが可能となるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる仕組みが、(i) 法律上可能でなく、かつ、実務的でない場合、又は、(ii) 法律上可能であり、かつ、実務的であるが、当社が最善の努力を尽くしても上記の仕組みを策定出来ない場合には、当社はその選択により、当該株式交換又は株式移転の効力発生日に先立って、本新株予約権付社債所持人に対し、償還日から30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項所定の事前通知を行った上で、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

2004年3月30日から2005年3月26日まで	104%
2005年3月27日から2006年3月26日まで	103%
2006年3月27日から2007年3月26日まで	102%
2007年3月27日から2008年3月26日まで	101%
2008年3月27日から2009年3月26日まで	100%

②クリーンアップコール条項による繰上償還

当社は、受託会社及び本新株予約権付社債所持人に対する30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項所定の事前通知を取り消し不能の形で行った上で、当該通知記載の日に、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。但し、前記通知がなされた日より前に、当初発行された本社債額面金額の総額の90%以上につき本新株予約権の行使、本社債の買入消却又は本社債の償還が行われている場合に限る。

③税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する支払に関し一定の特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項所定の事前通知を行った上で、いつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。ただし、本社債にかかる支払をしたとすれば上記追加額の支払義務が課せられる最も早い日から90日より前の日にかかる償還の通知を行うことはできない。

(5) 本社債券の様式	無記名式新株予約権付社債券
(6) 本社債の担保又は保証	なし
(7) 財務上の特約	担保設定制限が付される。
(8) 取得格付	A+：株式会社日本格付研究所
8. 上場	本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。
9. 代用払込に関する事項	商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

以上

本報道文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(ご 参 考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 109 億円(上記 5. (1)記載の幹事引受会社の権利が全部行使された場合には 129 億円)については、現存する転換社債の償還及び設備投資に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の資金調達により、金融収支の改善及び設備投資による売上・利益の増加が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、総物流業者として永年培ってきた信用と実績を基に、営業活動を一段と強化する一方、経営基盤の強化を図り、業績の安定、向上に努めるとともに安定的配当の継続に努めてまいりました。今後も、以上の方針に基づき、株主各位のご期待に添うべく努力する所存であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途

当中間期は、ほぼ所期の業績を達成することができましたので、前年中間期と同様に、中間配当金を 1 株につき 3 円とさせていただきます。内部留保資金につきましては、今後予想される物流業界における企業間競争の激化に対処し、拠点及び施設の充実化を図ることにより、物流の変化に対応できる体制整備や保有資産の再開発に有効活用していく所存であります。

(3) 過去 3 決算期間の配当状況等 (単体決算)

	平成 1 3 年 3 月 期	平成 1 4 年 3 月 期	平成 1 5 年 3 月 期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	2 0 . 2 4 円	2 0 . 3 3 円	1 6 . 7 7 円
1 株 当 たり 年 間 配 当 金	6 . 0 0 円	6 . 0 0 円	6 . 0 0 円
実 績 配 当 性 向	2 9 . 6 %	2 9 . 5 %	3 5 . 8 %
株 主 資 本 利 益 率	4 . 0 %	3 . 6 %	3 . 2 %
株 主 資 本 配 当 率	1 . 0 %	1 . 1 %	1 . 2 %

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本 (期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均) で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本 (期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均) で除した数値です。

(4) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

本報道文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

② 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値	293円	320円	318円	238円
高 値	347円	497円	380円	412円
安 値	264円	296円	230円	238円
終 値	312円	323円	239円	412円
株 価 収 益 率	15.42倍	15.89倍	14.25倍	—

(注) 1. 平成16年3月期株価については、平成16年3月9日現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（単体）で除した数値であります。

本報道文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。